

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第1号**

消防団の活動に協力する事業所等を応援する県税の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防団の活動に協力する事業所等を有する法人等を応援することにより、円滑な消防団の活動の確保を図るため、当該法人等が行う事業に対する事業税に係る長野県県税条例（昭和25年長野県条例第41号。以下「県税条例」という。）の特例を定めるものとする。

(事業税の不均一課税)

第2条 規則で定める日において次に掲げる要件をすべて満たすものとして規則で定めるところにより知事の認定を受けた法人（資本金の額又は出資金の額が1,000万円以下のものに限る。）又は個人に対し、県税条例第36条及び第38条の5の規定にかかわらず、第3項に定める事業税について、第4項及び第5項に定めるところにより不均一課税を行う。

(1) 県内において事務所又は事業所（知事が定めるものに限る。）を有し、かつ、当該事務所及び事業所のすべてが消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条第3号に規定する消防団の活動に協力していると認められる基準として知事が定めるものに該当すること。

(2) 県内の事務所又は事業所において雇用する労働者（知事が定める要件を満たすものに限る。）のうち、消防組織法第19条第1項に規定する消防団員（県内の消防団に置かれる消防団員に限る。）であるものの数が2人以上であること。

(3) 県内のすべての事務所又は事業所において、前号の消防団員である労働者が消防団の活動を行うことを理由として、昇進、賃金、労働時間その他の処遇について当該事務所又は事業所の他の労働者との均衡を失すことのないよう適切な配慮を加える旨の規定が、知事が定めるところにより、整備されていること。

2 前項の知事の認定は、法人にあっては次項第1号の事業年度ごとに、個人にあっては同項第2号の年ごとに受けるものとする。

3 第1項の規定により行う不均一課税に係る事業税は、次の各号に掲げる法人又は個人の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 法人 平成19年4月1日から平成21年3月31までの期間内に開始する事業年度で当該期間内に初めて第1項各号に掲げる要件をすべて満たすこととなった日の属するもの及びその翌事業年度に係る事業税

(2) 個人 平成20年度分又は平成21年度分の事業税に係る所得で第1項各号に掲げる要件をすべて満たすこととなった日の属する年のものに係る年度分及びその翌年度分の事業税

4 第1項の不均一課税は、次の各号に掲げる法人又は個人の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 法人 県税条例第36条第1項第2号又は第3号の表に掲げる率を、その率に2分の1を乗じて得た率として、同項の規定を適用して計算した金額（その金額を同項の規定を適用して計算した金額から控除して得た金額が10万円を超える場合にあっては、当該計算した金額から10万円を控除して得た金額）

(2) 個人 県税条例第38条の5各号に規定する率を、その率に2分の1を乗じて得た率として、同条の規定を適用して計算した金額（その金額を同条の規定を適用して計算した金額から控除して得た金額が10万円を超える場合にあっては、当該計算した金額から10万円を控除して得た金額）

5 信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第6号）第4条第1項の表に掲げる要件に該当する法人又は個人に係る前項の規定の適用については、同項中「第1項の」とあるのは「第1項及び信州に安全・安心・安定をもたらす県民を応援する県税の特例に関する条例（平成18年長野県条例第6号。以下「特例条例」という。）第4条第1項の」と、同項各号中「10万円を控除して得た金額」とあるのは、「10万円にその者が該当する特例条例第4条第1項の表に掲げる要件の数に1を加えて得た数を乗じて得た金額（当該控除して得た金額が当該乗じて得た金額以下である場合には、当該控除して得た金額）を控除して得た金額」とする。

(適用除外)

第3条 前条の規定は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を営む法人又は個人については、適用しない。

(補則)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

消防課

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害賠償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第2号**

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害賠償に関する条例の一部を改正する条例

災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害賠償に関する条例（昭和38年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「以下「政令」という。」を削る。

第7条第1項中「政令別表第2」を「災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「政令」という。）別表第5」に、「別表」を「同表」に改め、同条第2項及び第3項第1号から第3号まで中「別表第2」を「別表第5」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

危機管理防災課

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

### 長野県条例第3号

長野県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例

#### (目的)

第1条 この条例は、県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようとするための共通する事項を定めることにより、県民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例等 条例並びに規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程及びその他の規程（以下「規則等」という。）をいう。

(2) 県の機関等 次に掲げるものをいう。

ア 県の執行機関（地方自治法第2編第7章の規定により設置されるものをいう。）、議会、公営企業管理者若しくは県警察本部（警察署を含む。）若しくはこれらに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等の規定に基づいて独立に権限を行使することを認められたもの

イ 行政庁が法令又は条例等の規定に基づく試験、検査、検定、登録その他の行政上の事務について当該法令又は条例等に基づきその全部又は一部を行わせる者を指定した場合におけるその指定を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その代表者を含む。）

(3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

(4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。

(5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。

(6) 申請等 申請、届出その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等に対して行われる通知をいう。

(7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

(8) 縦覧等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

(9) 作成等 法令又は条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。

(10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例

等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2 前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、

当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該作成等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る情報システムの整備等)

**第7条** 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めるものとする。

3 県は、県の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めるものとする。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

**第8条** 知事は、県の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、少なくとも毎年度1回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(補則)

**第9条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

情報政策課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第4号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

#### 第4条 削除

第5条中「正規の勤務時間」を「第2条又は第15条の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第2条第1項ただし書

に規定する特別の勤務に従事する職員及び同条例第15条に規定する職員のこの条例による改正前の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第4条の休息時間については、当分の間、なお従前の例による。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正)

3 次に掲げる条例の規定中「第4条第2項」を「第5条」に改める。

(1) 一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）第5条第1項

(2) 長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）第4条第1項

(3) 長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）第5条第1項

(4) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特例に関する条例（昭和46年長野県条例第58号）第5条第1項

人 事 課

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第5号

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例（平成7年長野県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる規定ごとに、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条第1項第4号の改正規定 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第102号。以下「整備法」という。）の施行の日

(2) 第2条第1項第5号を削る改正規定、同項第6号の改正規定及び同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日  
(経過措置)

2 この条例による改正後の政治倫理の確立のための長野県知事の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、前項第1号に掲げる改正規定の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び整備法附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法（昭和22年法律第144号）第7条第1項各号に規定する郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）は、預金とみなす。

## 情報公開・法務課

長野県情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第6号**

長野県情報公開条例の一部を改正する条例

長野県情報公開条例（平成12年長野県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号のウ中「及び日本郵政公社」を削る。

## 附 則

この条例は、郵政民営化法（平成17年法律第97号）の施行の日から施行する。

## 情報公開・法務課

長野県市町村合併審議会条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第7号**

長野県市町村合併審議会条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第3項の規定により、長野県市町村合併審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから知事が任命する。

## (任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (補則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第2の2中「固定資産評価審議会の委員」を

「市町村合併審議会の委員 固定資産評価審議会の委員」に改める。

## 市町村課

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第8号**

知事の事務部局の組織に関する条例の一部を改正する条例

知事の事務部局の組織に関する条例（昭和27年長野県条例第104号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を同条第10号とし、同条第6号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

## (6) 観光部

第7条第3号を削る。

第11条を第12条とし、第8条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第7条の次に次の1条を加える。

## (観光部の事務)

第8条 観光部においては、観光に関する事務をつかさどる。

## 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 行政改革推進課

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

**長野県条例第9号**

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年長野県条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表の4の項中「認可（）」を「認可（社会医療法人、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号。以下この項において「改正法」という。）附則第8条の規定によりなお効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法第42条第2項に規定する」に、「(28)」を「(32)」に、

「(13) 法第47条第1項ただし書の規定による理事構成の特例の認可」を

「(13) 法第46条の4第3項第4号の規定による報告の受理  
(14) 法第47条第1項ただし書の規定による理事構成の特例の認可」に、「(14)」

を「(15)」に、「(15)」を「(16)」に、

「(16) 法第51条第1項の規定による決算の届出の受理  
(17) 法第55条第5項の規定による解散の届出の受理  
(18) 法第56条第2項の規定による残余財産の処分の認可  
(19) 法第56条第3項の規定による残余財産の帰属の認可」を

「(17) 法第52条第1項の規定による書類の届出の受理  
(18) 法第52条第2項の規定による書類の閲覧  
(19) 法第55条第5項の規定による解散の届出の受理」に、「第59」

条、第77条」を「第77条第2項」に、

「(22) 政令第4条第1項の規定による開設者の住所等の変更の届出の受理(病室の病床数の減少に係るものを除く。)」を

「(22) 改正法附則第12条第2項の規定によりなお効力を有することとされる同法第2条の規定による改正前の法第51条第1項の規定による決算の届出の受理  
(23) 改正法附則第10条第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の法第56条第2項の規定による残余財産の処分の認可  
(24) 改正法附則第10条第2項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の法第56条第3項の規定による残余財産の帰属の認可  
(25) 政令第4条第1項の規定による開設者の住所等の変更の届出の受理(病室の病床数の減少に係るものを除く。)  
(26) 政令第4条第2項の規定による変更の届出の受理(一般病床に係る病室の病床数の変更に係るものに限る。)」に、「(23)」

を「(27)」に、「(24)」を「(28)」に、「(25) 政令第5条の6第1項」を「(29) 政令第5条の11第1項」に、「(26) 政令第5条の6第2項」を「(30) 政令第5条の11第2項」に、「(27) 政令第5条の7」を「(31) 政令第5条の12」に、「第5条の8」を「第5条の13」に、「(29)」を「(33)」に改め、同表の30の項の次に次のように加える。

30の2 農地法(昭和27年法律第229号)の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 第3条第1項の規定による農地又は採草放牧地の権利移動の許可

(2) 第3条第3項(第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加((1)及び(6)の許可に係るものに限る。)

(3) 第4条第1項の規定による農地の転用の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地の転用に係るものに除く。)

(4) 第4条第3項(第5条第3項において準用する場合を含む。)の規定による長野県農業会議からの意見の聴取((3)及び(6)の許可に係るものに限る。(16)において同じ。)

(5) 第4条第4項の規定による条件の付加((3)の許可に係るものに限る。)

(6) 第5条第1項の規定による農地等の転用の権利の設定又は移転の許可(同一の事業の目的に供するため2ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を設定し、又は移転する行為に係るものに除く。)

(7) 第7条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号の規定による所有制限の例外となる小作地の指定又は承認

(8) 第7条第3項の規定による条件の付加((7)の指定に係るものに限る。)

(9) 第20条第1項の規定による農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等の許可

(10) 第20条第3項の規定による長野県農業会議からの意見の聴取

(11) 第20条第4項の規定による条件の付加((9)の許可に係るものに限る。)

(12) 第82条第1項の規定による立入調査等((1)、(3)、(6)及び(9)の許可、(7)の指定又は承認並びに(16)の処分に係るものに限る。(13)及び(14)において同じ。)

(13) 第82条第3項の規定による通知

(14) 第82条第5項の規定による損失の補償

(15) 第83条の規定による長野県農業会議又は農業委員会からの報告の微収((1)から(14)まで及び(16)の事務に係るものに限る。)

(16) 第83条の2の規定による違反転用に対する処分

辰野町、箕輪町、南箕輪村及び王滝村

別表の32の項中

「(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等(鳥獣による生活環境等に係る被害の防止を目的としたカルガモ、キジバト、ミヤマガラス、ハシブトガラス、ハシボソガラス、ニュウナイスズメ、スズメ、ドバト、ノウサギ、イノシシ(イノブタを含む。)、ヌートリア、ノイヌ及びノネコの捕獲等で国又は県の機関以外の者が行うものに限る。)の許可」を

「(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等(国又は県の機関以外の者が行うものに限る。)の許可のうち、次に掲げるもの  
ア 規則で定める鳥獣による生活環境等に係る被害の防止を目的とした鳥獣の捕獲等に係るもの  
イ 法第7条第2項第5号に掲げる特定鳥獣の数の調整を目的とした鳥獣の捕獲等のうち規則で定めるものに係るもの」に改め、同

表の39の項中「第8条第1項」を「第8条第1項本文」に改め、「第8条第3項」、「第10条第2項」及び「第11条」の次に「(第12条第3項において準用する場合を含む。)」を加え、

- 〔(5) 第12条第1項の規定による工事完了の検査〕  
 〔(5) 第12条第1項本文の規定による変更の許可  
 (6) 第12条第2項の規定による軽微な変更の届出の受理  
 (7) 第13条第1項の規定による工事完了の検査〕

第12条第2項」を「(8) 第13条第2項」に、「(7) 第13条第1項」を「(9) 第14条第1項」に、「(8) 第13条第2項」を「(10) 第14条第2項」に、「(9) 第13条第3項」を「(11) 第14条第3項」に、「(10) 第13条第4項」を「(12) 第14条第4項」に、「(11) 第13条第5項(第16条第3項)」を「(13) 第14条第5項(第17条第3項)」に、「(12) 第14条第1項」を「(14) 第15条第1項」に、「(13) 第14条第2項」を「(15) 第15条第2項」に、「(14) 第14条第3項」を「(16) 第15条第3項」に、「(15) 第15条第2項」を「(17) 第16条第2項」に、「(16) 第16条第1項」を「(18) 第17条第1項」に、「(17) 第16条第2項」を「(19) 第17条第2項」に、「(18) 第17条第1項」を「(20) 第18条第1項」に、「(19) 第18条」を「(21) 第19条」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

行政改革推進課

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第10号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(長野県職員定数条例の一部改正)

第1条 長野県職員定数条例(昭和24年長野県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第1条中「副出納長」を「会計管理者」に改める。

(長野県県税条例の一部改正)

第2条 長野県県税条例(昭和25年長野県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「県吏員」を「県職員」に改める。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員等の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第3項の表の出納長の項を削る。

別表第1の出納長の項を削る。

(特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 特別職の職員等の旅費又は費用弁償に関する条例(昭和27年長野県条例第75号)の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2中  
 「副知事  
 出納長」を「副知事」

に改める。

(長野県地方警察職員定数条例の一部改正)

第5条 長野県地方警察職員定数条例(昭和29年長野県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条中「事務吏員、技術吏員及びその他」を「警察官以外」に改める。

(長野県警察職員の給与に関する条例の一部改正)

第6条 長野県警察職員の給与に関する条例(昭和29年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「事務吏員、技術吏員及びその他」を「警察官以外」に改める。

(長野県中小企業振興審議会条例の一部改正)

第7条 長野県中小企業振興審議会条例(昭和31年長野県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「県吏員」を「県職員」に改める。

(長野県退職年金及び退職一時金に関する条例の一部改正)

第8条 長野県退職年金及び退職一時金に関する条例(昭和32年長野県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第61条第2項第1号中「、出納長及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する吏員(以下本項中「吏員」という。)」を「及び出納長」に改め、同項第20号を同項第21号とし、同項第6号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、同項第5号中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)による改正前の地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第1項に規定する吏員(以下この条において「吏員」という。)

(長野県地方薬事審議会条例の一部改正)

第9条 長野県地方薬事審議会条例(昭和37年長野県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「県吏員」を「県職員」に改める。

(財産に関する条例の一部改正)

第10条 財産に関する条例(昭和39年長野県条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「地上権」を「私権」に改める。

第10条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。

第14条第2項中「第238条の4第6項」を「第238条の4第9項」に改める。

別表の土地の項中「第77条第4項」を「第132条第4項」に改める。

(長野県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第11条 長野県特別職報酬等審議会条例(昭和39年長野県条例第93号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、副知事及び出納長」を「及び副知事」に改める。

(副出納長の設置に関する条例の廃止)

第12条 副出納長の設置に関する条例(昭和55年長野県条例第33号)は、廃止する。

## 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第10条中第3条の改正規定、第10条の改正規定及び第14条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第1条第2号に掲げる規定（地方自治法第238条の4の改正規定に限る。）の施行の日から施行する。

行政改革推進課

資金積立基金条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第11号

長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

## 資金積立基金条例の一部を改正する条例

資金積立基金条例（昭和39年長野県条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表の長野県心身障害者扶養共済基金の項の次に次のように加える。

長野県障害者自立支援対策臨時特例基金	障害者自立支援制度の円滑な運用を図る。	障害者自立支援制度の円滑な運用に要する費用の財源に充てる。
--------------------	---------------------	-------------------------------

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

障害福祉課

## 長野県条例第12号

## 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例

長野県手数料徴収条例（平成12年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中 「5,700円」 を 「5,800円」 に改め、同表の13の項中 「2,900円」 を 「3,000円」 に改め、同表の

16の項中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改め、同表の17の項中 「5,700円」 を 「6,100円」 に改め、同表の

「

5,800円
6,200円

」 に改め、同表の19の項中 「

9,600円
9,600円

」 を 「

9,800円
9,800円

」 に、 「

8,400円
9,800円
6,900円

」 を 「

8,500円
10,000円
7,000円

」 に、

「

8,400円
21,000円
12,600円

」 を 「

8,500円
21,000円
12,800円

」 に、 「

4,000円
9,600円

」 を 「

4,100円
9,800円

」 に、 「

7,000円
4,200円
14,000円
8,400円

」 を 「

7,100円
4,300円
14,000円
8,500円

」 に改め、同表の

21の項中 「7,900円」 を 「8,100円」 に改め、同表の22の項中 「7,500円」 を 「7,700円」 に改め、同表の46の項中「通訳案内業法（）」を「通訳案内士法（）」に、「通訳案内業法第3条」を「通訳案内士法第20条第1項」に、「通訳案内業の免許」を「通訳案内士の登録」に、

「

(2) 通訳案内業法第9条の規定による免許証の再交付又は書換え	〃	4,200円
---------------------------------	---	--------

」 を

「

(2) 通訳案内士法第23条第2項の規定による登録証の訂正	〃	4,200円
(3) 通訳案内士法第24条の規定による登録証の再交付	〃	4,200円

」

に改め、同表の56の項中

伝達性海綿状脳症検査（牛に係るものに限る。）	死体の保管管理を伴う場合	〃	6,500円
	死体の保管管理を伴わない場合	〃	6,000円

を

伝達性海綿状脳症検査（牛に係るものに限る。）	〃	4,500円
------------------------	---	--------

に改め、同表の68の項中

(1) 法第6条第1項（法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請に対する審査	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件	5,000円
	床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	〃	9,000円
	床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	〃	14,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	〃	19,000円
	床面積の合計が500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	〃	34,000円
	床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	〃	48,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの	〃	140,000円
	床面積の合計が1万平方メートルを超える5万平方メートル以内のもの	〃	240,000円
	床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃	460,000円

を

(1) 法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 法第6条第5項の規定による構造計算適合性判定を行わない場合	床面積の合計が30平方メートル以内のもの	1 件	5,000円
		床面積の合計が30平方メートルを超える100平方メートル以内のもの	〃	9,000円
		床面積の合計が100平方メートルを超える200平方メートル以内のもの	〃	14,000円
		床面積の合計が200平方メートルを超える500平方メートル以内のもの	〃	19,000円
		床面積の合計が500平方メートルを超える1,000平方メートル以内のもの	〃	34,000円
		床面積の合計が1,000平方メートルを超える2,000平方メートル以内のもの	〃	48,000円
		床面積の合計が2,000平方メートルを超える1万平方メートル以内のもの	〃	140,000円
		床面積の合計が1万平方メートルを超える5万平方メートル以内のもの	〃	240,000円
		床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃	460,000円
	イ 法第6条第5項の規定による構造計算適合性判定のうち法第20条第2号のイ又は第3号のイに規定するプログラムによる構造計算に係るものを行う場合	〃	アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、(7)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(7)から(オ)までに定める額を加えた額 (7) 構造計算適合性判定を行う部分の床面積の合計（以下「構造計算床面積の合計」という。）が1,000平方メートル以内のもの 100,000円	

			(イ) 構造計算床面積の合計が 1,000平方メートルを超えるもの 130,000円 (ウ) 構造計算床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの 1万平方メートル以内のもの 140,000円 (ア) 構造計算床面積の合計が 1万平方メートルを超えるもの 180,000円 (オ) 構造計算床面積の合計が 5万平方メートルを超えるもの 310,000円
	ウ 法第6条第5項の規定による構造計算適合性判定を行う場合 (イの場合を除く。)	〃	アに定める区分に応じそれぞれアに定める額に、(7)から(オ)までに定める区分に応じそれぞれ(7)から(オ)までに定める額を加えた額 (7) 構造計算床面積の合計が 1,000平方メートル以内のもの 150,000円 (イ) 構造計算床面積の合計が 1,000平方メートルを超えるもの 2,000平方メートル以内のもの 200,000円 (ウ) 構造計算床面積の合計が 2,000平方メートルを超えるもの 1万平方メートル以内のもの 240,000円 (ア) 構造計算床面積の合計が 1万平方メートルを超えるもの 5万平方メートル以内のもの 310,000円 (オ) 構造計算床面積の合計が 5万平方メートルを超えるもの 580,000円
(2) 法第6条第5項又は第18条第4項の規定による構造計算適合性判定	ア 法第20条第2号のイ又は第3号のイに規定するプログラムによる構造計算に係るものを行なう場合	構造計算床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	〃 100,000円
		構造計算床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 2,000平方メートル以内のもの	〃 120,000円
		構造計算床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 1万平方メートル以内のもの	〃 130,000円
		構造計算床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 5万平方メートル以内のもの	〃 170,000円
		構造計算床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃 300,000円
イ ア以外の場合	構造計算床面積の合計が1,000平方メートル以内のもの	〃 140,000円	
	構造計算床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの 2,000平方メートル以内のもの	〃 190,000円	
	構造計算床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの 1万平方メートル以内のもの	〃 230,000円	
	構造計算床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 5万平方メートル以内のもの	〃 300,000円	
	構造計算床面積の合計が5万平方メートルを超えるもの	〃 560,000円	

に、「(2) 法第7条第1項」を「(3) 法第7条第1項又は第18条第15項」に、「(3) 法第7条の3第2項」を「(4) 法第7条の3第1項又は第18条第18項」に、

(4) 法第7条の6第1項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認の申請に対する審査	〃	120,000円
--	---	----------

を

(5) 法第7条の6第1項第1号又は第18条第22項第1号（法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による仮使用の承認の申請に対する審査	〃	120,000円
(6) 法第18条第2項の規定による通知に対する審査	〃	(1)のアからウまでに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアからウまでに定める額

に、「(5)」を「(7)」に、「(6)」を「(8)」に、「(7)」を「(9)」に、「(8)」を「(10)」に、「(9)」を「(11)」に、「(10)」を「(12)」に、「(11)」を「(13)」に、「(12)」を「(14)」に、「(13)」を「(15)」に、「(14)」を「(16)」に、「(15)」を「(17)」に、「(16)」を「(18)」に、「(17)」を「(19)」に、「(18)」を「(20)」に、「(19)」を「(21)」に、「(20)」を「(22)」に、「(21)」を「(23)」に、「(22)」を「(24)」に、「(23)」を「(25)」に、「(24)」を「(26)」に、「(25)」を「(27)」に、「(26)」を「(28)」に、「(27)」を「(29)」に、「(28)」を「(30)」に、「(29)」を「(31)」に、「(30)」を「(32)」に、「(31)」を「(33)」に、「(32)」を「(34)」に、「(33)」を「(35)」に、「(34)」を「(36)」に、「(35)」を「(37)」に、「(36)」を「(38)」に、「(37)」を「(39)」に、「(38)」を「(40)」に、

(39) 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	27,000円
--	---	---------

を

(41) 法第86条の6第2項の規定による建築物の容積率、建ぺい率、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	〃	27,000円
(42) 法第87条第1項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	〃	(1)のアに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアに定める額
(43) 法第87条第1項において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査	〃	(1)のアに定める区分に応じ、それぞれ(1)のアに定める額

に、「(40)」を「(44)」に、「(41) 法第87条の2において準用する法第7条第1項」を「(45) 法第87条の2において準用する法第7条第1項又は第18条第15項」に、

(42) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	〃	4,000円
	イ ア以外の場合	〃	8,000円
(43) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項の規定による完了検査	〃	9,000円	

を

(46) 法第87条の2において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査	ア 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	〃	(44)のア及びイに定める区分に応じ、それぞれ(44)のア及びイに定める額
	イ ア以外の場合	〃	4,000円
(47) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第6条第1項の規定による確認の申請に対する審査	ア 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	〃	8,000円
	イ ア以外の場合	〃	9,000円
(48) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第7条第1項又は第18条第15項の規定による完了検査	ア 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	〃	(47)のア及びイに定める区分に応じ、それぞれ(47)のア及びイに定める額
	イ ア以外の場合	〃	4,000円
(49) 法第88条第1項及び第2項において準用する法第18条第2項の規定による通知に対する審査	ア 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合	〃	(47)のア及びイに定める区分に応じ、それぞれ(47)のア及びイに定める額
	イ ア以外の場合	〃	8,000円

め、同項の備考の4中「この表の(2)」を「この表の(3)」に、「この表の(41)」を「この表の(45)」に改め、同4を同備考の5とし、同備考の3中「この表の(2)」を「この表の(3)」に改め、同3を同備考の4とし、同備考の2中「(法第87条第1項において準用する場合を除く。)」

を削り、「この表の(40)」を「この表の(44)」に改め、同2を同備考の3とし、同備考の1の次に次のように加える。

2 この表の(1)のイの(7)から(オ)まで、ウの(7)から(オ)まで及び(2)の構造計算床面積の合計は、次に掲げるところにより算定する。

- (1) 建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 ((2)及び(3)に掲げる場合を除く。)においては、当該建築物において構造計算適合性判定を行う部分の床面積とする。
- (2) 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築し、又はその大規模の修繕若しくは大規模の模様替をする場合 ((3)に掲げる場合を除く。)においては、当該計画の変更に伴い構造計算適合性判定を行う部分（床面積が増加する場合にあっては、当該増加に伴い構造計算適合性判定を行う部分のうち、増加する部分の床面積を除く。）の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積）とする。
- (3) 建築物を移転し、又は確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を移転する場合においては、当該移転に伴い構造計算適合性判定を行う部分の床面積の2分の1とする。

別表第1の75の項中

(4) 法第6条第1項の規定による教育職員検定	〃	1,700円
-------------------------	---	--------

を

(4) 法第5条の2第3項の規定による新教育領域の追加の定め	普通免許状に係るもの	〃	3,400円
	臨時免許状に係るもの	〃	1,700円
(5) 法第6条第1項の規定による教育職員検定		〃	1,700円

に、「(5)」を「(6)」に、「(6)」を「(7)」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、別表第1の68の項の改正規定は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。

医療政策課

貸付金免除条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第13号

##### 貸付金免除条例の一部を改正する条例

貸付金免除条例（昭和39年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項中

(2) 養成施設を卒業した日から1年内に保健師助産師看護師法第7条の規定による免許を取得した後、直ちに、長野県立阿南病院又は長野県立木曾病院において看護師の業務に従事し、かつ、従事した期間が4年間（災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により看護師の業務に従事しなかつた期間がある場合は、当該従事しなかつた期間を4年に加えた期間）継続したとき（これらの病院において看護師の業務に従事することを条件として長野県木曾看護専門学校に在学する者に係る修学資金の貸付けを受けた場合に限る。）。
---

を

「(2) 養成施設を卒業した日から1年内に保健師助産師看護師法第7条の規定による免許を取得した後、直ちに、長野県立阿南病院又は長野県立木曾病院において看護師又は助産師の業務に従事し、かつ、従事した期間が4年間（助産師を養成する学校又は養成所への進学、災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により看護師又は助産師の業務に従事しなかつた期間がある場合は、当該従事しなかつた期間を4年に加えた期間）継続したとき（これらの病院において看護師又は助産師の業務に従事することを条件として長野県木曾看護専門学校に在学する者に係る修学資金の貸付けを受けた場合に限る。）。

「(3) 長野県木曾看護専門学校を卒業した後、直ちに、助産師を養成する学校又は養成所に進学し、当該助産師を養成する学校又は養成所を卒業した日から1年内に助産師の免許を取得した後、直ちに、長野県立木曾病院において看護師又は助産師の業務に従事し、かつ、従事した期間が2年間（災害、疾病、負傷等やむを得ない理由により看護師又は助産師の業務に従事しなかつた期間がある場合は、当該従事しなかつた期間を2年に加えた期間）継続したとき（当該病院において助産師の業務に従事することを条件として当該助産師を養成する学校又は養成所に在学する者に係る修学資金の貸付けを受けた場合に限る。）。

に、「(3) 大学院」を「(4) 大学院」に、「(4) (1)から(3)」を「(5) (1)から(4)」に、「(5) (1)から(4)」を「(6) (1)から(5)」に改め、同表の長野県医学生修学資金貸与規程（昭和50年長野県告示第108号）の項中「又は歯科医師」を削り、同表の長野県理学療法士及び作業療法士修学資金貸与規程（昭和53年長野県告示第328号）の項の次

に次のように加える。

長野県医師研究資金貸与規程 (平成19年長野県告示第131号)	研究資金	<p>(1) 左欄の告示の定めるところにより、県内医療機関において医師としてその業務に従事した場合において、当該従事した期間が当該告示で定める研究資金の種類に応じ2年以上3年以内の範囲内において当該告示で定めるもの以上となつたとき。</p> <p>(2) (1)に規定する従事期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務上に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなつたとき。</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、(1)又は(2)に相当するものとして知事が特に必要があると認めるとき。</p>
------------------------------------	------	--

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- この条例の施行の日前にこの条例による改正前の貸付金免除条例本則の表の長野県看護職員修学資金貸与規程（昭和37年長野県告示第355号）の項に規定する修学資金の貸与の決定があった者に係る当該修学資金の償還の債務の免除については、この条例による改正後の貸付金免除条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

医療政策課

長野県立病院条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第14号

##### 長野県立病院条例の一部を改正する条例

長野県立病院条例（昭和41年長野県条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4 分べん料の項中「110,000円」を「115,000円」に、「165,000円」を「172,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

県立病院課

保健所条例の一部を改正する等の条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第15号

#### 保健所条例の一部を改正する等の条例

(保健所条例の一部改正)

第1条 保健所条例（昭和39年長野県条例第34号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「結核予防法（昭和26年法律第96号）第4条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の2」に、「結核予防法第4条」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2」に改める。

(感染症診査協議会条例の一部改正)

第2条 感染症診査協議会条例（平成11年長野県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第5項」を「第24条第6項」に改める。

第2条中「6人」を「9人」に改める。

第5条第2項中「委員、」を「委員又は」に、「及び医療」を「2人以上並びに法律に関し学識経験を有する者のうちから任命された委員又は医療及び法律」に、「がそれぞれ1人」を「1人以上が」に改める。

(結核診査協議会条例の廃止)

第3条 結核診査協議会条例（昭和36年長野県条例第77号）は、廃止する。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

- 特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

「別表第2の2中 結核診査協議会の委員  
感染症診査協議会の委員 を」

「 感染症診査協議会の委員 に改める。」

健康づくり支援課

技術専門校条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成19年3月22日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県条例第16号

##### 技術専門校条例の一部を改正する条例

技術専門校条例（昭和39年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表中「115,200円」を「118,800円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の日の前日から引き続き在校する者に係る授業料の額は、この条例による改正後の技術専門校条例第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

雇用・人材育成課